

「攻撃を受けたらもたない」弾薬庫

2018年7月10日 FB ページに投稿

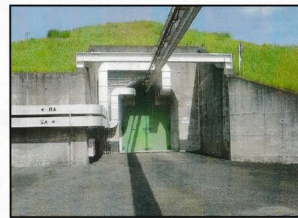


防衛省は、平得大俣に計画しているミサイル基地に、写真1（2017年6月11日防衛省説明会の資料より）のような大きな弾薬庫を4棟も造るつもりです。規模は計2100平米と言いますから、1棟の平均は525平米（例えば25m x 21m）です。

駐屯地施設のイメージ（弾薬庫）

- 弾薬庫の整備及び火薬類の貯蔵に当たっては、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする火薬類取締法等の関係法令に基づき、適切に行い、火薬類取締法施行規則第23条に規定する保安距離を駐屯地の敷地内におさまるよう配置します。
- 24時間態勢で弾薬庫における警備を行うとともに、火薬類を取り扱う者に対し、火薬類による災害防止やその他の火薬類の安全管理に必要な教育を行うなど、安全対策や事故防止に努めてまいります。

弾薬庫の例



30

写真1

貯蔵するのは、ほとんどがミサイル本体です。ミサイルを6基ずつ積む発射機車両が7両程度配備され、それぞれの発射機車両に予備ミサイルを6基積む弾薬運搬車が同行すると言いますから、最低84基程度のミサイルが必要になります。

1回の作戦で弾が尽きてはいくさになりませんから、その何倍もの予備ミサイルを貯蔵するでしょう。だから、このように大規模な弾薬庫が必要になります。

防衛省の配置図によれば、この弾薬庫から開南集落の民家までは、400m程しかありません（写真2、目盛りの単位はメートルで、グーグル地図の縮尺に合わせています）。



写真2

こんなに近いと、誰でも心配になります。配備賛成の方ばかり 7 人が出席した 5 月 16 日の「開南・於茂登地区住民限定の意見交換会」でも、弾薬庫の位置について、「配置案では民家に近い場所となっているが、どうしてもその場所でないといけないのか」と疑問が出ました。これに対する 5 月 31 日付の沖縄防衛局の回答は、例によって、「『火薬類取締法令』を遵守し、周辺の家屋等から十分な保安距離を確保する」というそっけないものでした。

ところが、7 月 1 日の産経新聞に、「防衛省は、宮古島と石垣島の弾薬庫は敵の攻撃を受けたらもたないので、沖縄本島に弾薬庫を造ろうとしている」というとんでもない記事が出ました。記事の原文は末尾に載せています。要するに、相手のミサイルが命中したら、島の弾薬庫は破壊され、大爆発を起こし、爆風と破片が何 km もの範囲を襲うということです。写真 3 は、2017 年 9 月 26 日にウクライナ西部で起きた軍の弾薬庫の爆発の様子です。YouTube 動画では、多くのミサイルが誘爆し、飛散するのが映っていました。爆薬量によりますが、この時は、10km 以内の住民約 3 万人が避難したということです（共同通信）。

私たちは、防衛省説明会などで「バンカーバスターのような強力なミサイルで攻撃されたら弾薬庫は破壊されるはず」と何度も追及しましたが、防衛省はまともに答えませんでした。ところが、予算を取るために必要となると、あっさり本音をもらすわけです。



写真 3

弾薬庫から 100m も離れていない

ところには、自衛隊員のみなさんが住む隊庁舎が建つ計画です。当然、この人たちの命も危険に晒されます。それに、弾薬庫が破壊されたら、ミサイル部隊は継戦能力を失い、基地自体が無意味になります。つまり、島や住民はどうでも良い、それどころか、配備部隊がどうなっても構わない、ただひたすら、尖閣諸島周辺や宮古海峡周辺で有事になった時に、相手の艦隊を攻撃・破壊するために造る、という無責任な基地計画です。

2018 年 7 月 1 日産経新聞記事「沖縄に初の陸自補給処 中国の離島侵攻に備え」より

「宮古島と石垣島には地对艦ミサイルも配備し、弾薬庫も整備するが、敵の攻撃を受けても防護できる抗堪性の面で両島の弾薬庫は不十分とされ、最小限のミサイルしか備蓄しないとみられる。本島にも同ミサイルを配備することも踏まえ、より抗堪性のあるミサイル保管機能を支処に備える方策を検討している。」